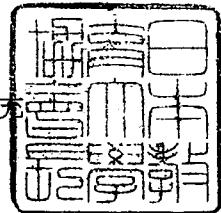


日教第7-1号
令和2年7月1日

文部科学省総合教育政策局長
浅田和伸 殿

日本教育大学協会会長

國分



令和2年度における教育実習及び介護等体験の実施について（要望）

平素より日本教育大学協会の活動に対し、ご支援・ご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、今年度の教育実習及び介護等体験（以下、「実習等」という。）の実施については、新型コロナウィルス感染症の影響により、実習時期や期間、内容の変更や受け入れ先の確保等、様々な問題が生じております。また、新型コロナウィルス感染症終息の目途が立たず、更に今後、感染の第二波がくることも想定されることから、教員養成系大学・学部においては、教員養成の質を担保しつつ、学生に不利益が生じないような実習等の実施について、その対応に苦慮しているところです。

このような教員養成系大学・学部の状況や抱えている課題等を把握するため、当協会においては令和2年5月に「新型コロナウィルス感染症拡大の状況下における教職課程等の実施に関する調査」を、会員である国立教員養成系大学・学部53校を対象に実施しました。当該調査により、別紙のとおり、各大学・学部それぞれにおいて検討を重ね、実習等の実施を予定しているものの、未だ多くの課題を抱えていることが明らかになりました。

つきましては、「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（令和2年5月1日付け2教教人第5号教育人材政策課長通知）等にて、種々ご配慮を賜っているところではあります、実習等の実施に係る更なる弾力化について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 教育実習の実施期間等について

新型コロナウィルス感染症の影響により、前期に予定していた教育実習を延期し、後期での実施を予定している大学が多数あります。しかし、現状でも実習校との日程調整に苦慮しており、また、さらに状況が悪化した場合には受け入れを拒否される可能性もある等、実習期間の確保が困難な状況です。そのため、現場における実習時間の短縮や、遠隔授業の導入等代替措置の拡大について、更なる弾力化が必要です。

なお、学校教育の質の保障を確保するためには、今年度の教育実習は十分であるとは言えず、これを補うために来年度以降の数年間は初任者研修を充実させる等、教育研修の施策も検討する必要があると考えます。

2. 介護等体験の実施期間等について

介護等体験については、特別支援学校、社会福祉施設その他の施設（以下、「受け入れ施設」という。）において実施することとなっていますが、基礎疾患がある者や高齢者への新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いことから、受け入れ施設、特に社会福祉施設での実施が極めて難しい状況です。

そのため、そのすべてを受け入れ施設での体験とするのではなく、例えば、教育実習と同様に大学における同等の活動とする、施設見学や介護等職員との交流・補助等とする、あるいは特別支援学校等2日間のみの実施とする等、柔軟な対応が出来るような特例措置が必要です。また、受け入れ施設の確保にも苦慮していることから、「特別支援学級」や「通級指導教室」等も受け入れ施設として含めることの検討が必要です。

なお、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式への移行を考えると、将来的には現在の形の介護等体験を継続するのは困難だと考えられます。介護等体験を規定する特例法の当面の停止や、介護等体験の本来の意義を踏まえた上でこれまでとは全く別の形での実施を検討する必要があると考えます。

3. 学生への配慮について

今年度の実習等の中止や延期等により、学生の実習等を受講する権利が十分に保証されない可能性や、教員免許状取得に困難が生じる学生が出てくること、また、進路選択に不安を感じている学生がいることが想定されます。加えて、今年度の実習等を受けられなかった学生が来年度の実習等を受けることになった場合、来年度の実習等参加予定者は例年に比べて大幅に増加する可能性がある等、次年度以降のカリキュラムにも影響が出ることが想定されます。

そのため、教員を志す学生の学習機会や免許状取得機会等の保障について、学生間の不平等が生じないよう、特段のご配慮をお願いします。

以上